

令和5年度第1回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和5年7月10日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和5年8月9日 午後1時30分

4 出席委員 (13名)

末 松 建 美	杉 江 学
竹 内 文 利	早 川 新 二
原 田 賢 彦	神 谷 暁
小 森 真 吾	大 澤 九 子
平 裕 重 信	渡 辺 正 敏
寺 田 桂 子	松 山 誠
松 岡 祐 治	

5 欠席委員 竹 内 九二雄

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉 江 大 典
保険医療課長	富 田 岳 司
保険医療課統括主任	塚 本 華 織
健康推進課主任	稲 葉 愛 美

7 会議に付した事件

(1) 報告事項

令和4年度国民健康保険事業報告について

令和4年度保健事業実績

令和5年度保健事業予定

(2) その他

(8月9日 午後1時30分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料を、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。事務局に用意してありますので、お持ちでない方はお知らせください。

また、本日配布させていただきました資料は、当日配布資料一覧に記載の番号が、それぞれ右上に記載してありますので、お手元の資料の確認をお願いします。1 本日の会議次第、2 令和5年度 国民健康保険運営協議会委員名簿、3 知多市国民健康保険運営協議会規則、4 正誤表、5 令和5年度新規事業 ナッジ理論を活用した特定健康診査受診勧奨、6 委員からの質疑書、7 委員選任要綱、の7種類でございます。不足はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回知多市国民健康保険運営協議会を、開会いたします。私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の富田と申します。よろしく申し上げます。

なお、公益代表の竹内九二雄委員は本日体調不良のため、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、始めに、副市長よりごあいさつ申し上げます。

副市長 ーあいさつー

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。ここで、副市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。よろしく申し上げます。

(副市長 退席)

進行者（保険医療課長）

続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。

会 長 ーあいさつー

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。続きまして、本日は今年度最初の会議で、新たに委員となられた方もおみえですので、恐れ入りますが、皆様に自己紹介をしていただきたいと思います。お手元の資料、令和5年度国民健康保険運営協議会委員名簿の順に、末松委員からよろしく願いいたします。

各委員　－自己紹介－

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

事務局　－自己紹介－

進行者（保険医療課長）

それでは、これからの議事の進行につきましては、運営協議会規則の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

議　長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。現在の出席委員は13名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、会議次第の3　副会長の選出についてであります。公益代表でありました竹内敏信委員の退任により、空席となっております副会長でございますが、知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項では、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すると規定されております。選挙の方法につきましては、いろいろな方法があろうかと存じますが、事務局から何かございますか。

事務局（保険医療課長）

お手元の資料の委員名簿をご覧ください。3の公益代表につきましては、会長を除くと、3名となっております。事務局といたしましては、本日は欠席をされておりますが、3名の中で、最も長く委員を務めていただいております、竹内九二雄委員が、副会長に適任と考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から、副会長には、今日はたまたま欠席でございますが、竹内九二雄委員が、適任であるとの提案がございました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声をいただきましたので、竹内九二雄委員に、副会長をお願いしたいと思います。なお、会議後、事務局から竹内九二雄委員本人に、この旨説明をお願いします。

議 長

次に、会議次第の4 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。竹内文利委員、小森真吾委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様をお願いいたします。

はじめに、議題につきまして、事務局から説明をします。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いします。なお、発言なさる場合は、お名前を述べてからお願いいたします。それでは、会議次第の5 議題に移ります。(1) 報告事項 令和4年度国民健康保険事業報告についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

資料 令和4年度知多市国民健康保険事業報告の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

1 加入状況です。この表は、本市国民健康保険の加入状況を前年度と比較したものです。令和4年度の年間平均をご覧ください。世帯数は、前年度より3.6%減の1万286世帯、被保険者数は、5.0%減の1万5,770人でした。退職被保険者等は、令和元年度末で対象者は0人となり、すべての加入者が一般被保険者となりました。退職者医療制度の廃止に伴う経過措置により、平成27年度以降、新規加入者はいません。制度上は令和7年度まで継続することが見込まれていましたが、対象者が激減していること等により、

事務の見直しが行われ、令和6年4月に廃止となる予定です。

その下のグラフは、過去5年間の被保険者数の推移を表したものです。各年度の3月末日の人数で比較したもので、年々、被保険者数は減少しておりますが、団塊世代の後期高齢者への移行、令和4年10月からの被用者保険の適用拡大により、今後も被保険者数の減少が見込まれます。被用者保険の適用拡大とは、就労形態の多様化等を背景として、短時間労働者の方たちも、被用者保険に加入できるよう、加入要件が拡大されているものです。令和4年10月には従業員数101人以上の企業等で週20時間以上働く方に適用、令和6年10月には従業員数51人以上の企業等に適用され、被用者保険に加入できる方が増えていきます。

その下のグラフは、年齢別被保険者数を表したものです。先ほど見ていただいた被保険者数の推移の表と、同じ時点で過去3年間の人数で比較したものです。年齢ごとの3本の棒グラフは、それぞれ上から順に、令和4年度、3年度、2年度となります。グラフを見ていただくと、年齢層により大きく差があることがわかります。令和4年度の全体に占める構成割合は、60歳から69歳の方が26.6%、70歳から74歳の方が32.3%となり、つまり60歳以上の方が全体の58.9%を占めています。

2ページをお願いします。2 経理状況です。令和4年度分につきましては、まだ、市議会で決算の認定を受けておりませんので、（見込み）と表示してあります。

（1）収入です。国民健康保険税は、令和4年度に1人当たり約4,000円の増額となるよう税率等改定を行うとともに、課税限度額の引上げ、及び未就学児に係る均等割額の5割減額を実施しました。被保険者数の減少により、前年度から1.6%の減です。

国庫支出金は、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う、国民健康保険税の減免額に対する補填が、国庫支出金から県支出金に移行したことにより、前年度から98.1%の減です。

県支出金は、その大部分を占める、医療費の保険者負担分の支払いに必要な費用について、全額交付を受ける普通交付金が、医療給付費の減少に伴う減により、前年度に比べ2.5%の減となりました。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れを行ったもので、3.6%の増です。

繰越金は、令和3年度の収支差引額を繰り越したもので、24.3%の減です。

その他の収入は、国保税の延滞金や、医療費の返還金などで、24.4%の増です。

以上、収入合計は、75億5,283万5,883円で、前年度に比べ2.2%の減となりました。

続きまして（2）支出です。総務費は、国保事業運営に要する事務費で、前年度に比べ4.0%の増です。主な事業としては、2年に1度の被保険者証の更新、高額療養費支給簡素化に係るシステム改修等を行いました。

保険給付費は、医療費に係る支払額で、被保険者数が大幅に減少したこと等により、前

年度に比べ2.9%の減です。内訳ですが、療養諸費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた医療費の保険者負担分です。

高額療養費は、被保険者が医療機関等の窓口で支払う、ひと月の一部負担金の額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額を支給したものです。

出産育児諸費は、被保険者が出産した場合、1人につき42万円を上限に支給したものです。

葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に1人につき5万円を支給したものです。

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給したものです。

国保事業費納付金は、国保の財政運営の責任主体である県への納付金で、前年度に比べ0.1%の微増です。

保健事業費は、特定健診等に関する事業費です。前年度に比べ0.5%の減です。その他は、国・県支出金の精算による返還金である償還金や還付加算金です。前年度に比べ15.4%の増です。

以上、支出合計は、74億6,221万9,054円で、前年度に比べ1.9%の減となりました。

(3) 収支差引額は、9,061万6,829円です。その下の円グラフは、令和4年度の収入及び支出の構成割合を表したものです。

3ページをお願いします。3 国民健康保険税の状況です。(1)と(2)は、収納額を一般被保険者分と退職被保険者等分に分けて集計したものです。それぞれの一番下の合計ですが、一般被保険者分は前年度に比べ1.6%の減、退職被保険者等分は、57.8%の減です。令和4年度の退職被保険者が0人にも関わらず収入額が発生した理由としては、滞納繰越分の納付によるものです。

(3)と(4)は、現年度分と滞納繰越分に分けて集計したものです。それぞれの表の下から3行目、収納率は、調定額に対して実際に収納した比率です。

当日配布資料4の正誤表をご覧ください。収納率の前年度比について、パーセントからポイントに変更して表記したものになります。こちらを基に収納率の説明をさせていただきます。上から2つ目の表をご覧ください。税収の確保に努めましたが(3)の現年度分は、前年度と比較して0.37ポイント減の93.70%、次に一番下の表をご覧ください。

(4)の滞納繰越分は0.01ポイント減の27.90%となりました。

先ほどの資料の3ページに戻ってください。表に記載はありませんが、現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は、83.98%です。

4ページをお願いします。4 保険給付の状況です。(1)から(3)は、療養給付費と療養費の状況で、(1)一般被保険者分、(2)退職被保険者等分、(3)総医療費に分

けて集計したものです。各表の項目のうち、療養給付費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた場合の医療費で、療養費は、被保険者が柔道整復師の施術や、針、灸、マッサージなどの施術を受けた場合の医療費、コルセットなど治療用装具代です。年度等のうち、費用額は、診療等にかかった10割分の金額で、給付件数は、診療報酬明細書の件数です。診療報酬明細書は、医療機関等で診療等を行った際に、患者ごと、月ごとに作成されるものです。

(3) 総医療費の合計では、前年度に比べ費用額は2.7%の減、その右、給付件数は2.6%の減となりました。1人当たり費用額、1人当たり給付件数は増えましたが、1人当たり費用額は微減となりました。被保険者数の減少により、総医療費は減少しています。

一番下の(4) その他の給付の、出産育児一時金と葬祭費は、それぞれ前年度より減少、傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給する令和2年度に始まった制度で、令和2年度の申請は無く支給は0件、令和3年度は8件でしたが、令和4年度は令和4年8月に、新型コロナに感染し、仕事を休まれた方が多かったことから、前年度に比べ大幅に増加の、54件支給しました。

5ページをお願いします。参考資料1 保険給付の給付事由の内訳です。前ページの療養給付費について、内訳を細かく表示したものです。こちらの表では日数を掲載しています。一番下の(3) 総医療費の合計ですが、一番左の費用額については、被保険者数の減に伴い、前年度より減少しました。しかし、1人当たり費用額は増加しています。

6ページをお願いします。参考資料2 令和3年度実績 国民健康保険主要データ比較です。令和4年度実績がまだ公表されていないため、令和3年度実績としています。左から3列目、本市データの、上から4段目、総世帯に占める国保世帯数の割合が28.5%、その2段下、総人口に占める国保被保険者数の割合が19.1%で、ともに近隣市町、県全体と比較して高くなっています。

その下、1人当たり療養諸費費用額から保険税収納率までは、下段に県内54市町村内の順位を掲載しています。これは金額、収納率が高い市町村が上位となるよう順位がついています。下から6段目の1人当たり療養諸費費用額は21位(前年14位)、1人当たり保険税調定額は44位(前年42位)、現年度分保険税収納率は40位(前年33位)でした。知多市は、県内で比較すると、歳出である療養に係る費用が高い傾向にありますが、歳入である国保税の調定額が低い状況にあることがわかります。

以上で、資料 令和4年度 知多市国民健康保険事業報告の説明を終わります。

続きまして、事前に送付させていただきました、A4サイズ1枚のジェネリック医薬品の利用促進の状況についてご説明します。

ジェネリック医薬品の利用は、医療費抑制に効果的であるため、国保加入者に対して、ジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、8月と3月頃の年2回、ジェネリ

ック医薬品利用差額通知を送付し、ジェネリック医薬品に変更した場合に自己負担額がどのくらい削減できるかをお知らせしています。

(1) 差額通知送付対象です。通知の対象は、対象月に処方された先発薬で、通知対象医薬品に該当するものがある場合に、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額が 200 円以上、年齢は 30 歳以上です。対象医薬品は、令和 4 年 8 月送付分は、記載しています 9 つの対象医薬品についてです。令和 5 年 3 月送付分は、通知件数を増やすために全ての医薬品に拡大しました。また、福祉医療等を受けており、窓口での自己負担がない方についても、保険者負担分を削減するために通知しています。

(2) 差額通知送付実績です。通知件数は、令和 4 年 8 月送付分が 275 件、令和 5 年 3 月送付分が 482 件でした。ジェネリック医薬品利用率（数量）は、対象月の知多市国保全体の数量ベースでの利用率です。

次に効果ですが、保険者負担軽減額は、対象月の翌月以降に、通知対象者がジェネリック医薬品に変更したことにより軽減された実績額の累計です。

(3) ジェネリック医薬品利用率（数量）の推移につきましては、各年度の平均利用率を記載しています。平均利用率は、厚生労働省が定めた目標値 80%以上を令和元年度に上回りました。

以上で、ジェネリック医薬品の利用促進の状況の説明を終わります。

続きまして、保健事業について、健康推進課より説明します。

事務局（健康推進課主任）

1 (1) 特定健康診査受診率の推移をお願いします。特定健康診査は、国保加入者の 40 歳から 74 歳までの方を対象に実施する健診です。令和 4 年度の受診率は 44.3%でした。

(2) 特定保健指導該当者数と該当率の推移についてです。特定健康診査を受けた結果、腹囲または BMI が基準を超え、高血糖、高血圧、脂質異常のリスクをあわせもつ方が、特定保健指導の対象者となります。そのうち、65 歳未満でリスクの該当数が少ない方および 65 歳以上の方は動機づけ支援として生活習慣改善のきっかけづくりを行います。65 歳未満でリスクの該当数が多い方は、積極的支援として生活習慣改善に向けて 3 か月以上の継続的な支援を行います。令和 4 年度の該当率は動機づけ支援が 8.9%、積極的支援は 2.2%でした。

(3) 特定保健指導実施者数と実施率の推移ですが、令和 4 年度動機づけ支援対象者のうち、特定保健指導実施率は 41.1%、積極的支援では、実施率は 26.2%でした。

(4) 特定保健指導参加勧奨についてです。この事業は、特定保健指導対象者のうち保健指導の未利用者に対して、電話がけによる参加勧奨および保健指導を行うものです。対象者 168 人のうち、97 人の方に参加勧奨と保健指導を実施することができました。そ

のうち、面接等による保健指導につながった方は15人でした。

2 ページをお願いします。参加勧奨をした方のうち、健診結果が要医療の判定であった方には医療機関受診の必要性についてもお伝えしました。56人の方に受診勧奨を行い、その後実際に受診につながったことが確認できた方は22人でした。

次に2 糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明します。この事業は健診で糖尿病域の結果が出ているものの、まだ受診をしていない方を対象としており、令和4年度は個別の重症化予防プログラムと講演会を実施しました。

(1) 重症化予防プログラムは、保健師・管理栄養士による面談3回と電話支援を2回実施して、生活の振り返りや栄養、運動の指導を実施しました。昨年度は18人の方が参加されました。

各測定項目の平均値の推移は表のとおりです。表の上から6番目の項目HbA1cですが、過去1～2か月の血糖の状態を表しており、6.5%以上だと糖尿病域となります。平均値の推移としては、0.07%の減少とほぼ横ばいではありましたが、参加者のうち7名が6.5%未満となりました。また、③の受診状況としては18人中15人が受診につながりました。

3 ページをお願いします。(2)の重症化予防講演会では医師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師による講演を行いました。対象者への個別通知だけではなく、回覧板等での周知をした結果、家族を含め89人という多くの方にご参加いただきました。

3 若年健康診査受診勧奨をお願いします。令和4年度に38、39歳を迎える方に若年健康診査を個別通知にて勧奨し、令和5年度、6年度から対象となる特定健康診査を継続して受診していただくきっかけづくりをしました。236人にハガキを送付し、27人の方が受診されました。令和4年度の保健事業実績については以上です。

続きまして令和5年度の保健事業予定についてご説明いたします。

1 特定健康診査についてですが、個別健診を6月1日から、集団健診を7月25日から実施しています。

2 ページをお願いします。2 特定保健指導は、動機づけ支援レベル、積極的支援レベルと判定された方に対し、7月13日から実施しています。

別紙1をご覧ください。こちらには、特定保健指導全体の流れが示してあります。図の左の方にグレーで色付けしてある健診結果説明会を初回面接として、評価までの3～6か月間で対象者が健康な生活習慣を身につけられるように、働きかけていきます。また参加されない方に対しても電話などでアプローチすることによって参加や受診勧奨をしていきます。

2 ページにお戻りください。3 糖尿病性腎症重症化予防事業は、令和4年度と同様に、糖尿病性腎症重症化予防プログラムと、糖尿病性腎症重症化予防講演会を実施しま

す。今年度から（１）対象者のウのように糖尿病で受診されている方も対象として、医師会等と連携を図って進めていく予定です。

３ページをお願いします。４ 若年健康診査受診勧奨については、今年度 38 歳、39 歳を迎える国保加入者に対して 6 月末に個別通知をしました。受診勧奨ハガキの内容については 3 ページ下にあるように、今年度も男性用と女性用にデザインを変えて作成しました。健診を継続受診するきっかけとなるよう今後も取組をしていきます。

最後に、本日追加で配布しました、当日配布資料 5 ナッジ理論を活用した特定健康診査受診勧奨をお願いします。今年度の新規事業として、特定健康診査の受診率の向上を図るため、ナッジ理論を活用した一人ひとりに最適な受診勧奨を行っていきます。

ナッジ理論とは、人々が強制的にではなく、よりよい選択を自発的に取れるようにする方法を生み出すための理論です。健診を受けたり受けなかったりする不定期受診者を、４ にありますように、頑張り屋さん、心配性さん、甘えん坊さん、面倒くさがり屋さん、のタイプ別に分け、その人のタイプに合わせた受診勧奨はがきを、夏と秋の年間 2 回送付します。例えば頑張り屋さんに対しては、自分の健康に自信があるがゆえ、毎年の健診は不要と判断しがちという特性があることから、健診の目的を変換し、興味を喚起するような内容のはがきを送付するなど、それぞれの価値観に合わせた勧奨を行うことで、受診率の向上を図っていきます。保健事業についての説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。この議題につきまして、事前に 1 件の質問をいただいております。委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

知多市国民健康保険事業報告の参考資料 2 の 6 ページをご覧ください。先ほど事務局の方から説明があったのですが、2 年前の実績のデータにはなるのですが、表の下から 2 番目のところの保険税収納率の現年度分ですが、県全体で 95.41%、知多市が 94.07% ということで、知多半島の市町村と比べて、半田市さん、大府市さん、阿久比町さんが比較的収納率が高いのですが、他の市町村と比べて、収納率が低い原因が何かあれば教えていただきたいということと、また収納率を上げるために知多市として、こういった施策を行っているのかということをお教えいただければと思います。

議 長

事務局の方から、質問に対する回答をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

まず現年度分の保険税収納率が県内市町村の中で低い理由について、要因は複数ありますが、滞納者で現年度分と過年度分、両方に滞納があった場合、令和3年度までは、過年度分から優先して徴収していたことが、主な要因であると考えられます。これは、5年の時効をむかえ不納欠損になることを防ぐためと、滞納者の負担軽減のため延滞金が増えないようにするために、過年度優先で行っていたものです。

次に収納率を上げるために行っている施策ですが、1つ目は、令和4年度から、現年度分の滞納を優先して催告を行っています。この理由の一因としては、県補助金である保険者努力支援制度で、現年度分の収納率が高いことにより評価され、交付金が多くなる仕組みがあるため、まず現年度分に力を入れ、県補助金の増額も目指しているものです。

2つ目は、現年度分について、一斉催告という、新規に滞納があった納税義務者に向け、納付及び連絡を促す催告文書を送付する回数を、令和4年度の年2回から、令和5年度は年5回に増やし、納付または連絡がない方については電話催告も行っています。他には、コンビニ納付やスマホ決済など納付方法を増やしています。また、外国籍の方は日本語が読めないことで滞納となっているケースも多いことから、国民健康保険制度や納付方法等について理解していただき、納付が必要なことが伝わるよう、多言語で表記したパンフレットを今年度から配布できるよう準備を進めています。

今後も、滞納となっている要因を分析し、効果的な取り組みを行い、収納率を上げていけるよう努めてまいります。回答は以上です。

議 長

説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。ありがとうございました。

議 長

その他、委員の皆様、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

令和4年度保健事業実績の、1ページ目の特定保健指導実施者数ですが、令和4年度は動機づけの方が41.1%ということで、10ポイントほど低下していて、積極的支援の方も37.2%から26.2%ということで、10ポイントほど低下しているのですが、減少している要因が何かということと、もう一つが、先ほどナッジ理論の説明がありましたが、聞いていて大変効果的な事業だと思うのですが、4の対象者のセグメント分けのところ、4つのタイプに分けるという説明がありましたが、対象者がどのタイプに該当するか

というのは、どんな方法で判断しているのかということをお教えいただければと思います。

議 長

事務局の方から、質問に対する回答をお願いします。

事務局（健康推進課主任）

まず1つ目の特定保健指導実施率の減少についてですが、確かに3年度から4年度を比較すると、とても下がっているため、理由について課内でも検討しました。確実ではないのですが、1つ考えられることとして、令和2年度からコロナの影響で保健センターが忙しくなったということもあり、毎年テーマを変えて保健指導を実施している中で、チラシも毎年、興味を持っていただけるような内容になるよう作成をしているのですが、令和2年度からチラシの内容がほとんど変わらないようなものになってしまい、特にリピーターさんが昨年度はなかなか来られなかった、という印象があるので、これが1つの要因と考えております。

2つ目の質問である、ナッジ理論の受診勧奨についてのセグメント分けについては、AIを活用しております。事業委託しているのですが、細かいところまでは聞けないのですが、健診の受診歴や健診結果等、色々なデータをAIで分析して4つの対象者に分けております。

委 員

健診結果か、何かをAIで分けているということですか。

事務局（健康推進課主任）

そうです。

委 員

すごいですね。

議 長

委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。ありがとうございました。

議 長

その他、委員の皆様、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

保健事業に関してですが、特定保健指導の勧奨の効果について説明がありましたが、例えば医師会の協力も必要かと思いますが、特定健診の時に、ある程度ひっかかる方に対して初回面談をその場で行ってもらい説明をして、特定保健指導を受ける人を増やすような取り組みも必要かと思うのですが、このような考えはありますか。

事務局（健康推進課主任）

ご質問ありがとうございます。分割実施のことでよろしかったですか。

委 員

はい。

事務局（健康推進課主任）

実際に実施できるかはわからないのですが、初回面接の分割実施について、来年度から実施できるよう検討しております。知多市の健診の実施方法として集団と個別があり、集団健診は保健センターやまちづくりセンターなど市の公共施設で行っていますが、まずは保健センターで行う集団健診において、腹囲、BMI、血圧などのリスクで対象となりそうな方に、初回面接を分けて行うということを来年度できたらと検討しております。

個別健診に対しては、医師会の先生方との連携というところもあって、来年度からは難しいのですが、まずは集団から行い、徐々に広げていけたらと考えております。以上です。

議 長

委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。ありがとうございました。

議 長

他に委員の皆様、何かご意見、ご質問等はございませんか。よろしいですか。それでは、私の方から確認の意味も含めて、質問させていただきます。先ほど事務局の方から国保の事業報告の説明がありまして、経理状況の総務費の主な事業として、2年に1度の被保険者証の更新という説明がございました。現在、新聞などで色々出ておりますけれども保険証とマイナンバーカードの一体化というのが話題になっておりまして、保険証の紐づけが順次行われていると思います。メディアではよく聞く話ですけれ

ども、現時点で、国保に入っておられる方のうち、どのくらいの方が保険証の紐づけをされているかということと、まだ登録できていない場合の、登録方法はいくつかありますか。ご説明をしていただきたい。

事務局（保険医療課統括主任）

7月末時点の被保険者数1万4,876人からみた、マイナンバーカードの保険証利用登録者は8,456人で、登録率は56.84%でした。

また、現時点で登録できていない場合の登録方法ですが、3つございます。1つ目はマイナポータルから行います。機種によっては、ご自身のスマートフォンから手続き可能です。また、市役所の正面玄関に設置してありますパソコンからも手続きできます。2つ目はセブン銀行ATMを使用、3つ目は顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関・薬局の受付で登録することも可能です。現時点で利用登録がお済であるか、不明な方もいらっしゃるかもしれませんが、その場合はご自身でマイナポータルにログインしていただき、確認していただけます。多くの方はポイント申請と同時に、保険証の利用登録をされていると思います。

また、令和5年7月23日時点で西知多総合病院を含めた、市内の医療機関・薬局等のうち82.9%で既にカードリーダーが設置済みであり、マイナンバーカードを利用した受付をご利用いただけます。説明は以上です。

議 長

他にご意見、ご質問はありませんか。

(質問等なし)

議 長

他にご意見、ご質問ないようですので、報告事項 令和4年度国民健康保険事業報告についてを終わります。次に、(2) その他でございます。事務局、何かございますか。

事務局（保険医療課統括主任）

今年度の今後の会議開催予定について、ご説明させていただきます。次第に記載させていただいたとおり、今年度の第2回は11月6日 月曜日、第3回は令和6年2月8日 木曜日にそれぞれ13時30分から開催する予定です。

協議内容ですが、第2回では、国民健康保険税の税率等改定について諮問と答申、また次年度からの第3期データヘルス計画の策定について意見を伺う予定です。

第3回では、第2回でいただいた意見、パブリックコメント等を反映した第3期データヘルス計画について諮問と答申、また次年度の事業の概要についての報告等を行う予

定です。協議会の時期が近づきましたら、開催通知等を送付します。よろしくお願いいたします。以上で、今年度の今後の予定についての説明を終わります。

議 長

ただ今の件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

事務局、他にありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

今回の委員交代にあたり、委員の委嘱と任期が分かりにくいとのご意見をいただいておりますので、ご説明させていただきます。当日配付資料3 知多市国民健康保険 運営協議会規則、及び当日配布資料7 国民健康保険 運営協議会委員の選任要綱をご覧ください。

規則第3条では、委員の任期は3年、補欠の委員の任期は前任者の残任期間と規定されています。このため、3年ごとに委員の一斉改選を行っており、現在の委員の任期は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間で、昨年度に委嘱させていただいた方には、この任期で委嘱書をお渡ししています。今回新たに選任された方については、前任者の残任期間として、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間で委嘱書をお渡ししています。

次に要綱をご覧ください。委員の選任については、要綱第2条の1から4に規定する組織からの推薦等により行っているため、出身組織での役職交代等があれば、委員の任期中であっても委員を交代することになります。また、被保険者を代表する委員につきましては、1の(1)から(4)の地区から推薦してもらっておりますが、(3)岡田地区以外は、地区内の小学校区単位で別紙参考のとおり順番にお願いしているため、出身組織での役職交代等がなくても、担当地区が代わることにより委員を交代することがあります。以上で、委員の委嘱と任期についての説明を終わります。

議 長

ただ今の件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

他によろしいでしょうか。ないようですので、(2) その他を終了します。

以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会は、終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者（保険医療課長）

これをもちまして、令和5年度第1回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

(午後2時25分 閉会)